資料２－２

中華人民共和国産黒鉛電極に対する暫定的な不当廉売関税の課税

令和７年３月１２日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財　務　省　関　税　局

調査の概要等

調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条第5項に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産の黒鉛電極に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和6年4月24日から調査を実施。

【調査対象貨物】

●名称：黒鉛電極

●品目番号：8545.11-010（協定:3.3%、RCEP:2.1%）

●特徴：円柱状で、一般的に黒色。大きさは多様。

●主な用途：電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極

（資料提供：東海カーボン(株)）

【これまでの経緯】

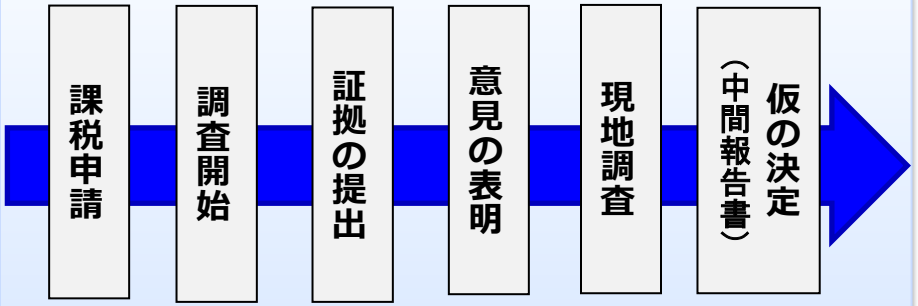

【調査対象期間】

- 不当廉売された貨物の輸入の事実：令和4年10月1日～令和5年9月30日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：平成30年1月1日～令和5年9月30日

暫定的な不当廉売関税の課税要件

① 不当廉売された貨物の輸入の事実が推定されること。

② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。

③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第9項

これまでの証拠等の提出状況

● 調査当局が知り得た利害関係者等に対し質問状等を送付し、その回答や証拠の提出、意見の表明等を求めたところ、これまでの提出状況は以下のとおり。

【表１】 利害関係者等からの提出状況

利害関係者等の区分	対象者	利害関係者等からの提出		
		質問状＊1回答	証拠の提出＊2	意見の表明＊3
①海外供給者	52者	17者	0者	9者
⑤(市場経済の浸透事実に関するもの)		0者	0者	0者
②輸入者	19者	10者	1者	2者
③本邦生産者	4者	3者	0者	0者
④産業上の使用者	41者	28者	－	1者

＊1 不当廉売関税に関する政令第10条第2項（①～③）、第13条第2項（④）、第10条の2第2項（⑤）
＊2 不当廉売関税に関する政令第10条第1項（①～③のみ）、第10条の2第1項（⑤）
＊3 不当廉売関税に関する政令第12条の2第1項（①～④共通）

サンプリングの実施

● 知り得た海外供給者の数が20を超える場合には、合理的に調査できる範囲を超えるものとして、標本抽出（サンプリング）の実施が可能（アンチダンピング協定6.10条及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン11.）

● サンプリングとして海外供給者3者を選定（本邦向け輸出量等を基に選定）。当該3者に係る不当廉売差額率については個別に決定することとし、また、その他の供給者に係る不当廉売差額率については、当該3者の不当廉売差額率を基に決定することとして、3者の回答の精査及び現地調査等を実施。

不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率（%）＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×１００

- 正常価格

  供給者から市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に変えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報等を用いて算出。

- 輸出価格

  サンプリングした3者（合肥炭素有限責任公司、遼寧丹炭科技集団有限公司、旭日精密炭素有限公司）の輸出取引のうち、調査当局が検証できたもの及び知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出。

（注）ファクツ・アヴェイラブル（ＦＡ）

利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しないといった場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて各種決定を行うこと。
WTO協定上認められた手法。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は104.61%。

【表２】 不当廉売差額率

国（供給者名）		暫定的な不当廉売差額率
中国	合肥炭素及びその関連企業	104.61%
	遼寧丹炭、旭日精密及びその関連企業	104.61%
	吉林炭素、江蘇江龍　等（サンプリング調査非対象者）	104.61%
	その他の供給者（調査当局が知り得た者及びその他知り得なかった者）	104.61%

実質的な損害等の事実

検討

● 不当廉売された貨物の輸入

⇒ 中国産品の輸入量は増加(B)し、本邦における市場占拠率を拡大させた(D)。また、令和元年以降、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、売上高(I)が減少するとともに、取引先から販売価格の値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され(E)、製造原価の増加(F)に見合った価格設定ができず、営業利益(J)は大きく減少した。

● 因果関係

⇒ 中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は限定的であり、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定された。

【表３】 本邦産業の状況

	①平成30年	②令和元年	③令和２年	④令和３年	⑤令和４年	⑥令和4年10月～令和5年9月	（参考）①と⑥の差
本邦需要量(A)	100	85	70	91	89	79	▲21%
中国産品の輸入量(B)	100	92	88	127	135	114	＋14%
本邦産品の販売量(C)	100	79	55	68	65	60	▲40%
中国産品の市場占拠率(D)	100	109	126	139	151	144	＋44%
本邦産品の価格(E)	100	148	110	91	87	84	▲16%
本邦産品の製造原価(F)	100	162	212	204	165	190	＋90%
中国産品の価格(G)	100	56	30	28	37	40	▲60%
価格比（%）(H) ＊	130～160	30～60	30～60	30～60	40～70	50～80	
本邦産品の売上高(I)	100	117	61	62	57	51	▲49%
本邦産業の営業利益(J)	100	114	21	7	11	3	▲97%

凡例：表中、平成30年の数値を100とする指数を記入((H)を除く)
(H)は、非開示データのため、数値のレンジを表記
＊価格比（%）(H)＝（中国産品の価格(G)／本邦産品の価格(E)）×100

中間結果

● 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 今後の調査期間中に生じ得る損害の拡大を防止し本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。

暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表４のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当（暫定措置の期間は、ＷＴＯ協定及び法令で認められた期間内である４か月）。

【表４】不当廉売関税率（暫定措置）

国（供給者名）		暫定的な不当廉売関税率
中国	合肥炭素及びその関連企業	95.2%
	遼寧丹炭、旭日精密及びその関連企業	95.2%
	吉林炭素、江蘇江龍　等（サンプリング調査非対象者）	95.2%
	その他の供給者（調査当局が知り得た者及びその他知り得なかった者）	95.2%

（注）不当廉売関税率＝（不当廉売差額／本邦輸入価格）×100
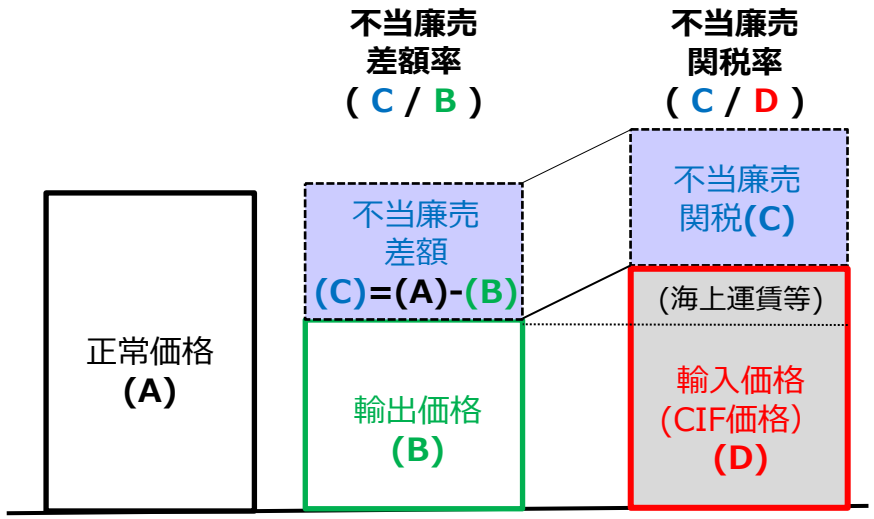
（参考）　不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方